

A 1 医療生活協同組合健文会定款

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的、経済的改善向上と医療保健の改善向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、医療生活協同組合健文会という。

(事業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)組合員に対する医療に関する事業
- (2)高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの
- (3)組合員の生活に有用な協同施設（第1号及び第2号に掲げるものを除く。）を設置し、組合員に利用させる事業
- (4)組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (5)組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6)前各号の事業に付帯する事業

(区域)

第4条 この組合の区域は山口県の全域とする。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は事務所を山口県宇部市に置く。

第 2 章 組 合 員 及 び 出 資 金

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員になることができる。

- 2 この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを相当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとする時は、この組合の定める加入申込書に、引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りではない。
- 3 この組合は前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも、困難な条件を付さないものとする。
- 4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合

を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

- 5 この組合は、組合員となった者について、組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者はすみやかに出資金の払込みをしなければならない。
- 4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。
- 5 この組合は、組合員となった者について、組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名もしくは、住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 この組合は組合員が第9条の定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- 3 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年1回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- 4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって除名することができる。

- (1) 2年間この組合の施設を利用しないとき。ただし、この期間、組合員及びその家族を含め全く健康である場合は、この限りでない。
 - (2) 出資の払込み、医療費または供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
 - (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
- 2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組

合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

- 3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資金の払戻しを請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は、第11条第1号もしくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
 - 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、5000口とする。
- 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は2,000円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

- 2 組合員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
- 3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
- 4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第3章 役員

(役員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以上 30人以内
- (2) 監事 2人以上 5人以内

(役員を選任)

第19条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総代会において選任する。

- 2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選任することができる。
- 3 理事は、監事の選任に関する議案を総代会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員を補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第21条 理事及び監事の任期は2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に在任する役員の任期が終了するときまでとする。
- 3 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらずその総代会の終了のときまでとする。
- 4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1) 組合の理事又は使用人
- (2) 組合の子会社等（子会社、子法人等及び関連法人等）の取締役又は使用人

(役員責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。
- 6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
 - (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
 - (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
- 7 理事は、第2項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 8 第5項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金

等を与えるときは、総代会の承認を受けなければならない。

- 9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
 - (1) 理事 次に掲げる行為
 - イ 法第31条の7第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告
 - (2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- 11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

- 第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。
 - (2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
 - (3) 理事が自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

- 第25条 総代は、総総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。
- 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出しなければならない。
 - 3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議事に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
 - 4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又は理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

- 第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。
- 2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
 - 3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、専務理事及び常務理事)

第28条 理事は、理事長1人及び専務理事1人を理事会において互選する。なお、必要に応じて常務理事若干名を互選することができる。

2 理事長は、理事会の決定に従って、この組合の業務を統括する。

3 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故がある時は、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序にしたがって、その職務を代行する。

5 理事は、理事長、専務理事及び常務理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

6 理事は、3箇月に1回以上業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発していなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項

(2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項

(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

(4) 取引金融機関の決定

(5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

定款

規約

理事会の議事録

総代会の議事録

貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの付属明細書（監査報告を含む。）

- 2 この組合は、法令に定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 この組合は、組合員又は組合の債権者（理事会の議事録については裁判所の許可を得た組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書類の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

- 8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 9 監事は、総代会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。
- 12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

- (1) この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、又は、理事等がこの組合に対し、訴えを提起する場合
- (2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

- 2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。
- 3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

- 2 職員の服務、給与、その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第43条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第44条 総代の定数は、100人以上200人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第45条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第47条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第48条 総代の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第50条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第51条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第52条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

- 2 理事長及びその職務を代行する理事がないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

- 2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。
- 3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議により決定しなければならない。
- 4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。
- 5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

(総代会提出議案・書類の調査)

第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の会日の延期又は続行の決議)

第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第53条の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第56条 この定款の特別の定めのあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
 - (2) 規約の設定、変更及び廃止
 - (3) 解散及び合併
 - (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
 - (5) 出資1口の金額の減少
 - (6) 事業報告書及び決算関係書類
 - (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退
- 2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資もしくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
 - 3 総代会においては、第53条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りではない。

(総代会の成立要件)

第57条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合
- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- (4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることにより組合その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第59条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第60条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総代会の議長は、総代会において、出席した組合員総代のうちから、その都度選任する。
- 3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第61条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第23条第5項の規定による役員の実任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

- 3 第1項の規定により書面をもって議決権を行う者は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を書面に明示して、第66条及び第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。
- 4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び総代会において選任した総代2人がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

- 2 前項の議決があつた場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にしなければならない。
- 3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
- 4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総代会運営規約)

第66条 この定款に定めるもののほか、総代会の運営に関し必要な事項は、総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第67条 組合員と同一世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第68条 第3条第1号に規定する医療に関する事業は、次に掲げるものとする。(第3条第2号に係るものを除く。)

- (1) 医療事業
- (2) 訪問看護事業
- 2 第3条第2号に規定する福祉に関する事業は、次に掲げるものとする。
 - (1) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び高齢者の居住の安定確保に関する法律のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業

- (2) 社会福祉法に基づく無料および低額診療事業
- (3) 組合員の福祉の増進を図る事業（第1号及び第2号に規定する事業を除く。）
- (4) 保育サービス事業
- 3 第3条第3号に規定する協同施設は、体育施設、教育文化施設等とする。
- 4 第3条第4号及び第5号に規定する事業は、保健学校、くらしの学校、健康教室、生協学校、健康サポーター養成講座等とする。
- 5 第3条第6号に規定する事業は前項までに規定する事業に附帯する事業とする。

第 6 章 会 計

（事業年度）

第69条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（財務処理）

第70条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

（収支の明示）

第71条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

（医療福祉等事業の区分経理）

第72条 この組合は、次に掲げる事業（以下「医療福祉等事業」という。）に係る経理とその他の経理を区分するものとする。

- (1) 法第50条の3第3項の規定に基づき区分経理しなければならない事業
 - イ 病院を営む事業
 - ロ 診療所を営む事業
 - ハ 介護保険法に規定する指定を受けて実施する各事業
 - ニ 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び高齢者の居住の安定確保に関する法律のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業のうち公費の支出を受けて行う事業
- (2) 区分経理に含める事業（（1）を除く。）
 - イ （1）のハ及びニの事業により提供するサービスと同種のものを、公費の支給対象とならない者に提供する事業
 - ロ 教育事業及び組合員による福祉活動

（法定準備金）

第73条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときは、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

- 2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補にあてる場合を除き取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第74条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(医療福祉等事業の積立金)

第75条 この組合は、医療福祉等事業に関し、残余がある場合については、医療福祉等事業積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定による医療福祉等事業積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(欠損金のてん補)

第76条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩して、そのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第77条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第78条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第 7 章 解 散

(解散)

第79条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 行政庁の解散命令

2 この組合は、前項の事由によるほか、組合員(第6条第2項の規定による組合員を除く。)が20人未満になったときは、解散する。

3 理事長は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第80条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第 8 章 雑 則

(公告の方法)

第 8 1 条 この組合の公告は、以下の方法で行う。

- (1) 事務所の店頭に掲示する方法
- (2) 電子公告による方法

- 2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項の(1)及び(2)に規定する方法により行うものとする。
- 3 前項において、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、北九州市において発行される朝日新聞に掲載して行う。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第 8 2 条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

- 2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第 8 3 条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1. この定款はこの組合成立の日から施行する。(1990年3月1日)

(成立当初の役員の任期)

2. この組合の成立当初における役員の任期は、第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただし、その期間は 1 年を超えてはならない。

(成立当初の事業年度)

3. この組合の成立の日の属する事業年度は、第 6 9 条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から 1990 年 3 月 31 日までとする。

(改正)

4. この定款は、1993 年 2 月 4 日一部改正する。(第 3 回通常総代会：総代の任期を 2 年とする)

この定款は、1994 年 6 月 1 日一部改正する。(第 4 回通常総代会：見初診療所の廃止と生協上宇部クリニックの追加)

この定款は、1996 年 3 月 1 日一部改正する。(第 6 回通常総代会：訪問看護事業の追加)

この定款は、1996 年 8 月 21 日一部改正する。(第 8 回通常総代会：訪問看護事業の保険追加)

この定款は、1998 年 3 月 3 日一部改正する。(第 9 回通常総代会：在宅介護支援センターの開設は行政の許可事項であり、開設の認可が下りた後に効力を生じるものとする。)

この定款は、1999 年 6 月 16 日一部改正する。(第 11 回通常総代会：老人保健・福祉に

関する事業の追加)

この定款は、2000年6月15日一部改正する。(第12回通常総代会：理事定数の変更と定数決定)

この定款は、2001年6月27日一部改正する。(第13回通常総代会：模範定款の変更に合わせて大幅に)

この定款は、2002年6月21日一部改正する。(第15回通常総代会：理事定数の変更)

この定款は、2003年6月3日一部改正する。(第16回通常総代会：事業の品目等の変更)

この定款は、2004年6月15日一部改正する。(第17回通常総代会：模範定款の章条に合致させる)

この定款は、2006年6月13日一部改正する。(第19回通常総代会：障害者自立支援法施行に伴う事業の品目等の変更)

この定款は、2007年6月7日一部改正する。(第20回通常総代会：会社法の改定により「関連会社」の語句の削除)

この定款は、2008年6月23日一部改正する。(第21回通常総代会：生協法改正に伴う改正)

ただし、【定款第26条1項後段及び第2項、第35条第1項から第11項まで、第37条、第38条、第39条、第54条は、2008年度に係る決算に関する通常総代会集結の時から適用する。

この定款は、2010年7月8日一部改正する。(第23回通常総代会：事業の品目等の変更)

この定款は、2013年7月5日一部改正する。(第26回通常総代会：職員および事業の品目等の変更)

この定款は、2019年7月3日一部改正する。(第32回通常総代会：事業の品目等の変更)

A 2 後)

役員選任規約 (2020 改正)

医療生活協同組合健文会

(適用)

第1条 定款第19条に規定する役員の選任は、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

(選任区分及び選任区域)

第2条 役員選任に当っては、理事については以下の選任区分を設け、監事については全体区分として役員候補者を選定する。

- (1) 全体区分
- (2) 地域区分

- 2 理事の全体区分においては、生協運営全体の観点から選定する常勤理事、有識者理事及び全体区組合員理事の候補者を選定する。
- 3 理事の地域区分においては、理事会において定める区域ごとに組合員理事の候補者を選定する。
- 4 監事の全体区分においては、組合員監事の候補者を選定する。理事会の決定により必要に応じて有識者監事を選定できる。

(定数)

第3条 役員の選任区分ごとの定数、全体区分における常勤理事、有識者理事及び全体区組合員理事（監事にあつては組合員監事及び有識者監事）の定数配分並びに地域区分における各区域の定数は、定款第18条の定める範囲内において、生協の事業及び組織の状況並びに各区域の組合員数及び組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。

(候補者になることができない者)

第4条 第5条に定める全体区役員推薦委員会又は第6条に定める地域別推薦委員会の委員であつて現任理事でない者は役員の候補者となることはできない。

- 2 生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は不適格者として役員の候補者になることができない。

未成年者

~~被補助人~~

破産手続開始の決定を受け、復権していない者

(全体区分の理事候補者及び監事候補者の推薦)

第5条 全体区分の理事候補者及び監事候補者を推薦する機関として、全体区分役員推薦委員会をおく。

- 2 全体区分役員推薦委員会は、次の委員により構成し、委員長を互選する。

- (1) 理事長が指名した総代 若干名
- (2) 理事会において選任した理事 若干名

- 3 理事長は、前項第1号の指名をしようとするときは、その内容につき該当する支部運営委員会に諮らなければならない。

- 4 全体区分役員推薦委員会は、委員の3分の2以上の多数により、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。

- 5 全体区分役員推薦委員会は、前項の決定をするときは、決定に係る候補者からあらかじめ

め承諾を得るよう努めるものとする。

- 6 全体区分役員推薦委員長は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告するものとする。
- 7 理事長は、監事候補者につき前項の報告を受けたときは、すみやかにその内容を特定監事（世話人監事）に通知しなければならない。
- 8 特定監事は、前項の通知を受けたときは監事会を招集し、第4項により全体区分役員推薦委員会が推薦を決定した監事候補者の選任を総代会に付議することに関し、協議に付きなければならない。
- 9 特定監事は、監事の過半数により前項の同意の可否を決したときは、その結果を理事長に通知するものとする。この場合において、同意が得られなかったときは、監事の協議により監事の候補者を選定し、理事長と協議するものとする。

（地域区分理事候補者の推薦）

第6条 地域区分理事候補者を推薦する機関として、理事会において定める区域ごとに区域別推薦委員会をおく。

- 2 区域別推薦委員会は、次の委員により構成し、委員長を互選する。この場合において、第1号の委員の数は理事会において定める区域ごとに理事会がこれを定める。
 - （1）理事長が指名した総代
 - （2）当該区域から選出された理事あるいは担当理事
- 3 理事長は、前項第1号の指名をしようとするときは、その内容につき該当する支部運営委員会に諮らなければならない。
- 4 理事長は、地域区分理事候補者の推薦に先立ち、次の事項を公告し、区域別推薦委員会の推薦を受けることを希望する組合員からの申出および組合員による推薦を求めるものとする。
 - （1）役員選任を行う総（代）会の日時及び場所
 - （2）第3条に基づき理事会が決定した区域別の理事定数
 - （3）申出の受付方法及び申出の期限
- 5 前項の規定により申出をすることができる組合員ならびに推薦される組合員は、前項の公告のあった日の前月の末日から継続して組合員であるものに限る。
- 6 区域別推薦委員会は、第4項の規定により申し出た組合員および推薦があった組合員の中から、委員の3分の2以上の多数により、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。
- 7 区域別推薦委員会は、前項の決定をするときは、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得るよう努めるものとする。
- 8 区域別推薦委員長は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告するものとする。

（役員選任議案の決定）

- 第7条 理事長は、前二条の規定による全体区分役員推薦委員会及び区域別推薦委員会の報告並びに第5条第8項による監事との協議を行ったときはその結果に基づいて、総代会に提出する役員選任議案を作成し、理事会に付議しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、監事の過半数の同意を得た監事の選任議案を総代会に提出することを監事が請求したときは、理事長は、その議案を理事会に付議しなければならない。
 - 3 理事会は、前二項の規定により提案された役員選任議案について、法令並びに定款及び規約に違反する場合を除き、総代会に提案することを決定しなければならない。

4 理事会は、役員の就任について各候補者の承諾を事前に得るものとする。

(役員選任議案の通知)

第8条 理事会は、法令の定めに従い、総代会の招集通知とあわせて役員選任議案を議案書に掲載して総代に送付しなければならない。

(役員選任議案の説明及び採決)

第9条 理事は、総代会において役員選任議案の内容を説明しなければならない。

- 2 総代会における役員選任議案の採決は、候補者全員を一括して行うものとする。ただし、議長が定めることにより、理事の選任に係る部分と監事の選任に係る部分を区分して採決することを妨げない。

(役員の就任)

第10条 選任議案が総代会で議決されたときは、直ちに選任された各役員に対してその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の通知を発した日から1週間以内に就任を辞退する旨の届出がないときは、役員に就任したものとみなす。
- 3 総代であるものが役員に就任する際には総代を退任しなければならない。

(役員補充)

第11条 役員の一部が欠けた場合において、補充の選任を行うときは前各条の規定を準用する。

(細目)

第12条 本規約に定める他、役員選任の実施の細目は理事会において別に定める。

(改廃)

第13条 この規約の改廃は、総代会において行う。

附 則

この規約は、2008年5月25日から実施する。

この規約は、2020年6月21日一部改正する。(第33回通常総代会：第4条2の「被補助人」の記載を削除)

A 3 総代選挙規約

医療生活協同組合健文会

(適用)

第1条 定款第45条に規定する総代の選挙については、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

(選挙区)

第2条 総代の選挙については選挙区を設けて行う。

2 選挙区については理事会で定める。

(定数)

第3条 選挙すべき総代の定数は、定款第44条の定める範囲において、選挙区ごとの組合員数を基礎に、組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。

(総代選挙管理委員会)

第4条 理事長は、総代の選挙の実施にあたり、理事会の同意を得て総代選挙管理委員を若干名を指名する。

2 総代選挙管理委員（以下、管理委員という）は総代選挙管理委員会（以下、管理委員会という）を構成し、総代選挙管理委員長（以下、管理委員長という）を互選する。

3 管理委員会は総代選挙に係る事務を総括する。

4 管理委員会の議事は、管理委員の半数以上の出席のもとで、出席者の3分の2以上の多数により決する。

(選挙の公告)

第5条 管理委員長は、候補者登録期日の10日前までに、以下の事項について公告しなければならない。

(1) 第2条による選挙区および第3条による選挙区ごとの定数

(2) 第6条による候補者登録の受付期間および受付方法

2 総代選挙において選挙権および被選挙権を有する者は、その年の3月31日の組合員名簿に登録されている者とする。ただし、第12条による補充選挙においては、管理委員会の定める日の組合員名簿に登録されている者とする。

(候補者登録)

第6条 被選挙権を有する全ての組合員は、自由に立候補し、または被選挙権を有する組合員の中から候補者を推薦することができる。ただし、役員および管理委員は候補者となることができない。

2 前項において候補者を推薦するときは、推薦を受ける者の同意をあらかじめ得ておかなければならない。

3 候補者は、当選が確定するまでの間、いつでも候補者登録を取り消すことができる。

(選挙運動)

第7条 選挙運動は、管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、管理委員会の裁定に従わなければならない。

- 3 第1項の指示又は前項の裁定に著しく違反して選挙運動を行い、そのことにより当選したと認められる候補者については、管理委員会の決定により当選を取り消すものとする。

(選挙)

- 第8条 選挙は、第6条による候補者が第3条による選挙区ごとの定数を超えた選挙区について、投票をもって行う。ただし、第6条による候補者が第3条による選挙区ごとの定数以内である選挙区については、投票を省略して候補者全員を当選人とする。
- 2 前項により投票を行う選挙区については、その選挙区における投票に係る事務を、第4条の管理委員会がおこなう。
 - 3 管理委員長は、投票を行う日の10日前までに、次の事項を公示しなければならない。
 - (1) 候補者の氏名
 - (2) 投票の日時および場所
 - (3) 投票の方法
 - 4 選挙委員会の議事については第4条第4項を準用する。

(投票)

- 第9条 投票は、第6条による候補者を被選挙人として、無記名連記制により行う。
- 2 投票は組合員自らが行わなければならないが、代理人により投票することはできない。
 - 3 次の投票は無効とする。
 - (1) 所定の投票用紙以外の用紙を使用したもの
 - (2) 被選挙人の氏名を確認しがたいもの
 - (3) 被選挙人以外の者の氏名を記入したもの
 - (4) 被選挙人の氏名以外の事項を記入したもの
 - (5) 定数を超える数の被選挙人の氏名を記入したもの
 - (6) 白票
 - 4 当選は有効投票数の順による。ただし、得票が同数の者については抽選により順位を定め、その順により当選人とする。

(当選人の通知および公告)

- 第10条 第8条第1項ただし書により当選人が決定したとき、および第9条第4項に基づく当選人の通知があったときは、管理委員長はすみやかに当選人の氏名を理事長に報告するとともに、当選人の氏名を公告し、かつ当選人に当選の旨を通知しなければならない。

(就任)

- 第11条 当選人は、前条による公告の翌日をもって総代に就任するものとする。ただし、前条による公告の7日後までに、当選人が書面をもって就任の辞退を理事長に届け出た場合はこの限りでない。

(補充)

- 第12条 選挙区の定数の5分の1を超えて総代が欠けた場合において、総代会を招集しようとするときは、理事長は当該選挙区について補充選挙を実施しなければならない。
- 2 補充選挙については前各条を準用する。

(異議の申立)

- 第13条 選挙に関する異議の申立ては、当選の公告があった日から7日以内に、申立人が自ら書面をもって、管理委員長に対してこれを行う。

- 2 前項による申立てがあったときは、管理委員会はすみやかに異議の当否について裁定し、申立人に対して文書をもって裁定の結果を通知しなければならない。

(選挙録)

第14条 管理委員長は総代選挙の実施状況に係る事項を記載した選挙録を作成し、管理委員会の議を経てこれに記名押印し、理事長に提出しなければならない。

- 2 1以上の選挙区において投票があったときは、選挙区での選挙の実施状況に係る事項を記載した選挙録を添付することを要する。
- 3 理事長は、前二項の書類について、投票用紙その他の関係書類とともに、少なくとも1年間保存しなければならない。

(細則)

第15条 理事会は、法令、定款およびこの規約に定めのない総代選挙に係る事項について、細則を定めることができる。

(改廃)

第16条 この規約の改廃は総代会の議決による。

附 則

この規約は、1990年 3月 1日から実施する。

この規約は、2001年 5月27日一部変更する。(定款変更にあわせ条番号の変更)

この規約は、2004年 5月30日一部変更する。(総代選挙書類の保管年数の明示)

この規約は 2008年 5月25日全面改定する。

この規約は 2009年 6月28日一部改定する。(条文内参照条文番号の修正)

A 4 総代会運営規約

医療生活協同組合健文会

(目的・適用)

- 第1条 この規約は、定款第66条の規定に基づき総代会の議事の方法を定め、もってその議事の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 総代会の議事の運営については、法令及び定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところによる。

(資格審査)

- 第2条 総代が総代会に出席する場合には、この組合の発行した総代会の招集通知を提示することを要する。ただし、総代本人であることが明らかな場合はこの限りではない。
- 2 総代の代理人が総代会に出席する場合には、定款第62条に定める代理権を証する書面として、その総代が署名又は記名押印した委任状を提出することを要する。
 - 3 総代会において書面により議決権又は選挙権を行う者は、定款第53条によりあらかじめ通知のあった事項について、書面にその賛否又は選挙しようとする役員の氏名を記載して署名又は記名押印したものを、総代会の開会までに、この組合に提出しなければならない。

(開会)

- 第3条 理事長または理事長が指名した理事は、出席した総代が定款第57条に定める定足数に達したときは、出席状況を会場に報告し、開会を宣言する。
- 2 監事が招集した総代会においては、監事が開会を宣言する。

(議長)

- 第4条 総代会は、すべての議事に先立って、出席した総代の中から議長を選任する。
- 2 議長は2名以内とし、議長団を構成するものとする。
 - 3 議長は総代会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議事運営委員、資格審査委員、議事録署名人及び書記)

- 第5条 議長は、議事の開始にあたって、議事運営委員、資格審査委員及び総代会議事録に署名する総代2名の選任を総代会に諮るとともに、書記2名を指名する。

(議事運営委員会)

- 第6条 総代会は、議事の円滑な進行を図るために議事運営委員会をおく。
- 2 議事運営委員会は、総代会で選任した総代及び理事若干名をもって構成し、委員長を互選する。
 - 3 議事運営委員会は議長を補佐し、議事の運営に係る事項につき協議、提案を行う。

(資格審査委員会)

- 第7条 総代会は、総代の資格に関する審査を行うために資格審査委員会をおく。
- 2 資格審査委員会は、総代会で選任した総代及び理事若干名をもって構成し、委員長を互選する。
 - 3 資格審査委員会は、出席者の資格に関する審査の状況を点検し、議長の求めに応じてその結果を報告する。

(議題の付議)

第8条 議長は、各議事に入るにあたり、当該議題を付議することを議場に宣言する。

2 議長は、複数の議題または議案を一括して付議することができる。

(発言)

第9条 総代は、議長から発言の許可を得、所属、氏名を告げてからでなければ発言することができない。

2 総代の発言は議事運営に関するものを除き、付議された議案に関係あるものでなければならない。

3 総代の発言はすべて簡明にしなければならない。

4 総代の発言は、選出された地区における支部総会等の討議を尊重して行うものとする。

5 総代会の運営上必要があるときは、議長は総代の発言時間を制限することができる。

6 議長は、必要があるときは、付議された議案に関係する発言について事前に文書で通告するよう求めることができる。

(発言制限違反に対する処置)

第10条 総代の発言が前条の規定に違反すると認めるとき、または以下の各号に該当すると認めるときは、議長は必要な注意を与え、またはその発言を中止させることができる。

(1) 発言が重複するとき

(2) 他人を侮辱するなど総代会の品位を汚すとき

(3) その他議事を妨害しまたは議場を混乱させるとき

(退場命令)

第11条 議長は、次のものに対して、会場からの退去を命じることができる。

(1) 総代またはその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

(2) 前条に定める議長の注意または発言中止命令が再三行われたにもかかわらず、これに従わない者。

(3) 審議に支障を生ずる恐れのある物の持ち込み、示威行為その他不穏当な言動により総代会の審議を妨害し、再三にわたる議長の注意、制止にも従わない者。

(質問に対する答弁)

第12条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

(1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合

(2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合。

(4) 答弁により、この組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合

(5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(6) その他正当な理由がある場合

3 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

(議事運営に関する動議)

第13条 総代は、議事運営に関する動議を提出することができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づき総代から動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でない認められるときは、自らの判断によりこれを却下することができる。ただし、議長不信任の動議についてはこの限りでない。
- 3 議事運営に関する動議を採決する場合には、書面による議決権を加えないものとする。

(修正動議)

第14条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、修正動議という。）を提出する場合には、5名の総代の賛同を要する。

- 2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。
- 3 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなす。

(緊急動議)

第15条 総代は、定款第56条3項に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を出すことができる。

- 2 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という。）を提出するには、5名の総代の賛同を要する。
- 3 緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

(休憩)

第16条 議事の進行上必要と認めるときは、議長は休憩を宣言することができる。

(審議の打ち切り)

第17条 議長は、質問または意見を述べようとする総代がある場合でも、議題について質疑及び討議がつくされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができる。

- 2 付議された議案につき、質疑または討議が続出して容易に終結しないときは、総代は、審議打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができる。

(採決の方法・手続)

第18条 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣告し、総代会の成立の状況を確認するものとする。

- 2 採決は、挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。
- 3 議案の採決は各議案ごとに行わなければならない。ただし、一括して審議した議案について、一括して採決することを妨げない。
- 4 採決は、修正動議、原案の順に、かつ、修正動議が複数ある場合にはその趣旨が最も原案と異なるものから順に行うものとする。ただし、原案と修正動議を一括して審議した場合は、議長の判断により原案から採決することを妨げない。
- 5 棄権票は出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

第19条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合、議長はその議題の議決に

必要な賛成数を充足していることまたは充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

(一事不再議)

第20条 既に否決され、または撤回された議案及び動議は、特段の状況の変化がない限り、同一の総代会において再び提出することはできない。

(閉会宣言)

第21条 議長は、議事日程において予定した議案のすべての審議を終了したとき、または第23条に基づく打ち切り、延期もしくは続行の決議があったときは、直ちに閉会を宣言しなければならない。

(特別委員会)

第22条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて議案その他の事項を付託し、協議させることができる。

- 2 特別委員会の委員はそのつど総代会で選任し、委員長を互選する。
- 3 特別委員会は、議長の求めに応じて、付託された事項に関する協議の経過及び結果を総代会に報告しなければならない

(総代会の打ち切り、延期および続行)

第23条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

(途中退席)

第24条 出席した総代が総代会の閉会前に退席する場合には、議長への届出を要する。

- 2 前項の規定に基づき退席する総代が書面議決書を提出した場合は、第2条3項の規定にかかわらず、これを有効として取り扱う。

(傍聴)

第25条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。

- 2 前項の規定に基づいて総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障が生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

(改廃)

第26条 この規約の改廃は総代会の議決を要する。

附 則

この規約は、1990年 3月 1日から実施する。
この規約は、2001年 5月27日一部改正する。(定款変更にあわせ条番号の変更)
この規約は、2004年 5月30日全面改訂する。
この規約は 2008年 5月25日一部改定する。
この規約は 2009年 6月28日一部改定する。(条文内参照条文番号の修正)